



# 年金の選択方法が改正されました。

## 障害基礎年金と共済年金の併給

65歳以上の障害基礎年金の受給権者は、平成18年5月分から年金の選択方法が増えました。

年金の給付において、1階部分の基礎年金(国民年金)と2階部分の共済年金(厚生年金)は、基本的に同一支給事由の年金(たとえば障害共済年金と障害基礎年金)は併給できませんが、支給事由の異なる年金(たとえば退職共済年金と障害基礎年金(注1)、遺族共済年金と障害基礎年金)は併給できないことになっていました。

このため、障害基礎年金を受給している人にとっては、就労して自ら保険料を納付したことが年金給付に反映されない仕組みとなっていました。

今回の改正では、こうしたことに対応して、納付した保険料が掛け捨てにならないように、平成18年5月分から、65歳以上の障害基礎年金の受給権者は障害基礎年金と退職共済年金(老齢厚生年金)または遺族共済年金(遺族厚生年金)も併せて受給できるようにになりました。

従来の選択方法と改正された選択方法は、下図のとおりです。

注1 障害基礎年金とは、年金制度において障害等級が1級、2級に該当した場合に、国民年金から支給される年金で、公務員の方にも支給されます。

注2 障害基礎年金と退職共済年金(老齢厚生年金)との双方に計算額が加算されている子が有る場合には、子の計算額については障害基礎年金で支給されます。

注3 障害基礎年金と遺族共済年金(遺族厚生年金)を併給する場合において、遺族共済年金(遺族厚生年金)に加算されている中高齢寡婦加算は停止となります。

### 〈共済年金額の改定〉

平成18年度の共済年金は、厚生年金・国民年金と同様に0.3%引き下げられました。

図：選択方法の変更

